河川砂利等の採取希望者を募集します

福島県いわき建設事務所では、県が管理する二級河川夏井川及び夏井地区海岸において、河川管理者又は海岸管理者に代わって、堆砂除却等の効果を有する砂利等の採取を希望する者を下記により公募することにしました。

平成28年2月4日

福島県いわき建設事務所長

記

- 1 河川・海岸名
 - 二級河川夏井川及び夏井地区海岸
- 2 採取する場所
 - いわき市平下大越地内
- 3 採取する砂利等の性状及び数量
 - 性状:海砂
 - 数量:約15,000m3
- 4 採取の期間

平成28年3月18日から平成28年8月31日まで

問い合わせ先:福島県いわき建設事務所 企画管理部 管理課

住所: いわき市平字梅本 15番地 電話: 0246-24-6122

二級河川夏井川及び夏井地区海岸における 砂利等の採取希望者公募要領

公募受付締切日 平成28年 3月11日(金)16:00必着 (郵送の場合は締切日必着)

> 福島県いわき建設事務所 平成28年 2月

1. 目的

この公募要領は、二級河川夏井川及び夏井地区海岸において、河川管理者又は海岸管理者(以下「河川管理者等」という。)に代わって、堆砂除却等の効果を有する砂利等の採取(以下「指定砂利採取」という。)を希望する者(以下「採取希望者」という。)を公募することを目的とする。

2. 公募内容

(1) 河川・海岸名

二級河川 夏井川及び夏井地区海岸

(2) 採取する場所、範囲及び土地の面積

住 所:いわき市平下大越地内(別添位置図のとおり)

範 囲:別添平面図の通り

土地の面積:約2.5ha

(3) 採取する砂利等の性状及び数量

性状:海砂

数量:約15,000㎡

(4) 採取の深さ

1. 0 m

(5) 採取の期間

平成28年 3月18日から平成28年 8月31日まで

(6) 申込者の資格要件

申込をできる者は、次に掲げる要件を全て満たす者となる。

- ① 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく組合であること又は 構成員が3事業者以上(指定砂利採取の申込のために新たに結成されるものを含む。) である等それに準ずる団体であるといわき建設事務所長(以下「所長」という。)が 認めるもの。
- ② 組合又は団体(以下「組合等」という。)の構成員の少なくとも1者が、砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条に規定する砂利採取業者の登録を受けていること。
- ③ 組合等の構成員の少なくとも1者が、建設業法(昭和24年法律第100号)第3 条に規定する建設業の許可(土木一式工事業)を受けていること。
- ④ 組合等の構成員全てが福島県内に主たる営業所を有し、少なくとも1者がいわき建 設事務所(以下「事務所」という。)の管内に主たる営業所を有すること。
- ⑤ 組合等の構成員全てが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条 の4の規定に該当しないこと。
- ⑥ 組合等の構成員全てが、会社更正法(昭和27年法律第172号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと(会社更生法の規定による更正計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている場合を除く。)。
- ⑦ 組合等の構成員全てが、福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱(平成27年

3月20日総務部長依命通達)に基づく指名停止期間中でないこと。ただし、組合等の構成員全てが、工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱第5条に規定する工事等請負資格業者名簿に登録されていない場合は、該当しない。

- ⑧ 組合等の構成員全てが、採取希望申込書の提出日の前2年以内に、河川法、砂利採取法、建設業法に係る違反による有罪判決、起訴(訴訟中を含む。)又は重大な行政処分を受けていないこと。
- ⑨ 申込書提出後の構成員の変更は認めない。ただし、構成員の一部が上記⑤から⑧の 要件を満たさなくなったことにより脱退させる場合はこの限りでない。

(7) 採取の条件

採取者は、公募内容に明示する採取範囲、掘削深等を遵守するほか、以下の各号を遵 守しなければならない。

- ① 指定砂利採取行為により発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に 関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき、採取者の負担において適正に処 理すること。
- ② 指定砂利採取行為により発生した特定建設資材については、建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に準拠し、採取者の負担にお いて適正に分別・再資源化等を行うこと。
- ③ 採取の場所に現場代理人(福島県工事請負契約約款第10条に定める現場代理人に 準ずる。)を常駐させること。
- ④ 進入路工等の工事用の仮設物は、申請者の負担で措置し、工事終了後はすみやかに 撤去すること。
- ⑤ 粒径が300ミリメートルを超える転石については、採取を認めない。
- ⑥ 日曜、祝日及び平日の日没後の河川区域又は海岸保全区域内における作業は禁止する。ただし、災害を防止するために必要な行為はこの限りでない。
- ⑦ 指定砂利採取行為の実施にあたっては、安全管理を徹底し、採取行為に基因して第 三者に損害を与え、又は与えるおそれがあるときは、採取者の責任において処理する こと。
- ⑧ 指定採取行為が終了したときは、工事経過写真等を添付した完了届を提出し、所長 の検査を受けること。
- (8) 申請の受付期間

平成28年 2月10日から平成28年 3月11日の9:00~16:00まで

(9) 書類の提出先

いわき市平字梅本15番地 福島県いわき建設事務所 管理課

- (10) 公募手続きの要領
- ①申込受付の方法

指定砂利採取を希望する者(以下「採取希望者」という。)は、指定砂利採取申込書(別記様式1、以下「申込書」という。)及び指定砂利採取計画書(別記様式2、以下「計画書」という。)を、所定の受付期間内に所長に提出しなければならない。

②採取条件に関する質問等

採取希望者(申請書を提出する予定の者を含む。以下この号において同じ。)は、 公募期間中、採取の条件等について、所長に文書により質問することができる。

所長は、質問者に遅滞無く文書で回答するとともに、質問及び回答の内容を他の申 込者に所長の定める閲覧場所において閲覧させなければならない。

③採取申込者に対するヒアリング及び指定砂利採取計画書の補正

所長は、申込書及び計画書を提出した者(以下「採取申込者」という。)に対し、 申込書記載内容の不明事項等について、必要に応じヒアリングを行うことができる。 採取申込者は、計画書の補正がある場合は、公募期間末日までに補正済みの計画書 を所長に提出しなければならない。

④採取予定地の試掘

採取申込者は、事務所職員の立会いのもとに、自らの費用で採取予定地を試掘する ことができる。

この試掘行為においては、河川法・海岸法・砂防法の許認可申請手続は不要とする。 試掘した土石は、性状分析等が終了した後は、すみやかに所長に返却しなければならない。

⑤申込書類の不返還等

申込書及び許可申請書の作成及び提出に係る費用は申請者の負担とする。 なお、提出された採取申込書は、返却しないものとする。

3. 採取許可予定者の決定

所長は、採取計画書の内容を審査し、以下の各号により総合的に公益性等を判断したうえで指定砂利採取の許可予定者を決定するものとし、公益性等に優劣をつけがたい場合は、抽選により決定するものとする。

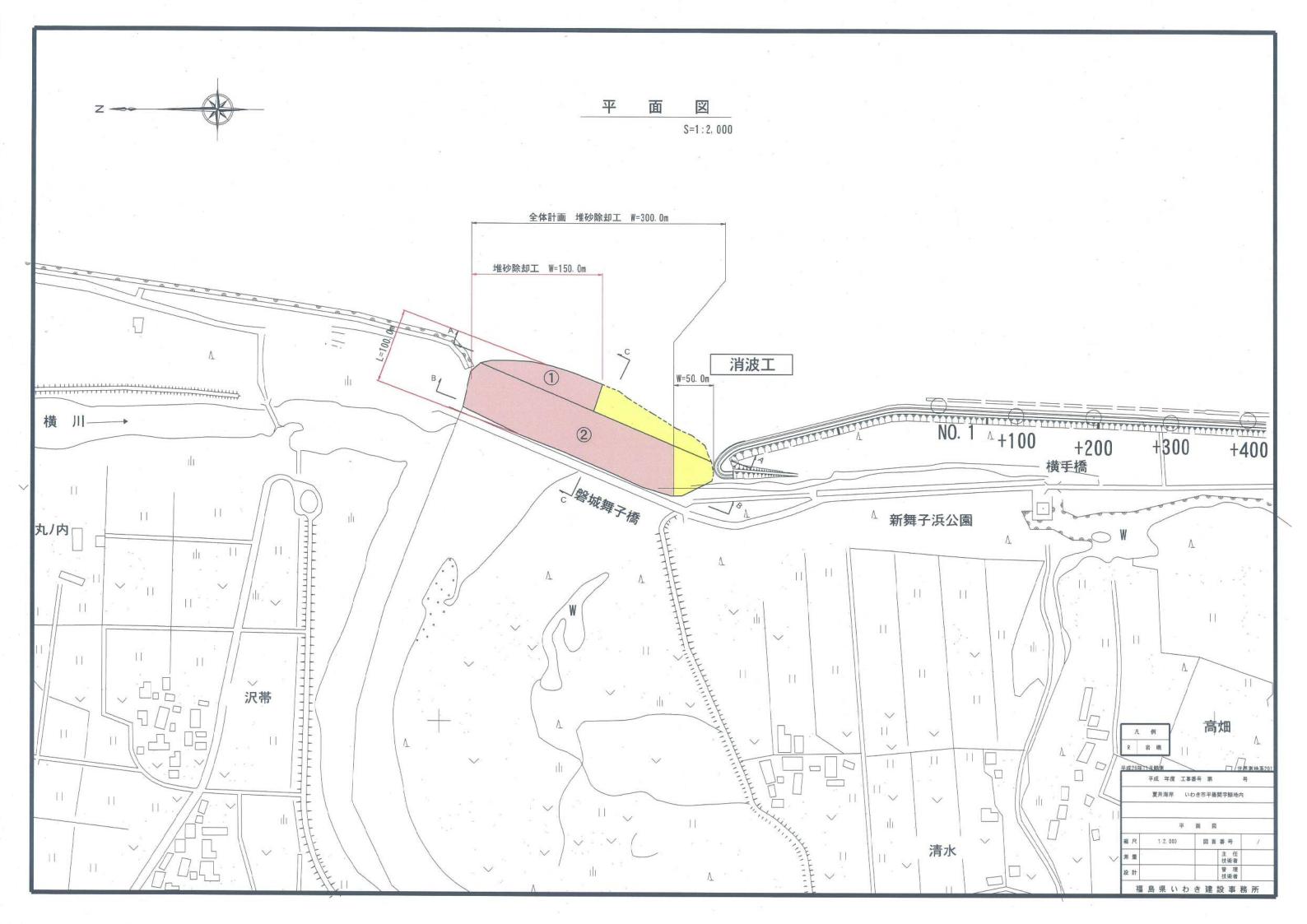
- (1) 採取する砂利等の数量
- (2) 採取した砂利等のうち、コンクリート用骨材等として有用な部分の用途及び不用 な部分の処分方法
- (3) 施工計画における安全管理の方法及び施工方法

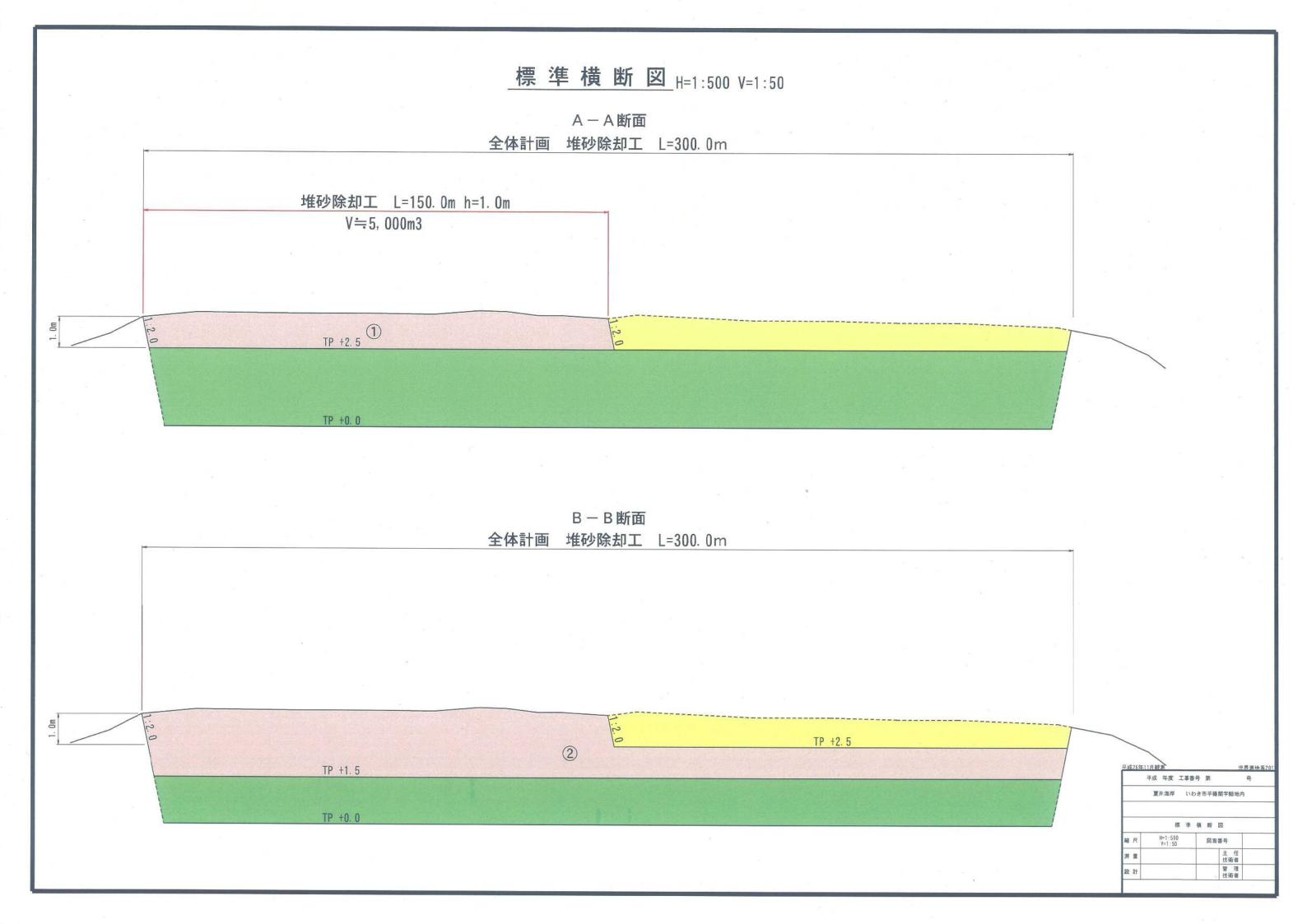
4. 採取許可予定者の決定及び通知等

- (1) 所長は、採取申込者のうち指定砂利採取の許可予定者には別記様式3により、他の者には別記様式4により、採取許可予定者の決定結果を通知するものとする。
- (2) 採取許可予定者として通知を受けた者は、所長に対し、河川法第25条又は海岸 法第8条の規定に基づく許可及び砂利採取法第16条の規定に基づく認可の申請手 続きを速やかに行わなければならない。
- (3) 所長は、採取許可予定者の決定結果について、事務所内の所長の指定する場所で 指定砂利採取行為の終了するまでの間、閲覧させるものとする。

5. 土石採取料の賦課等

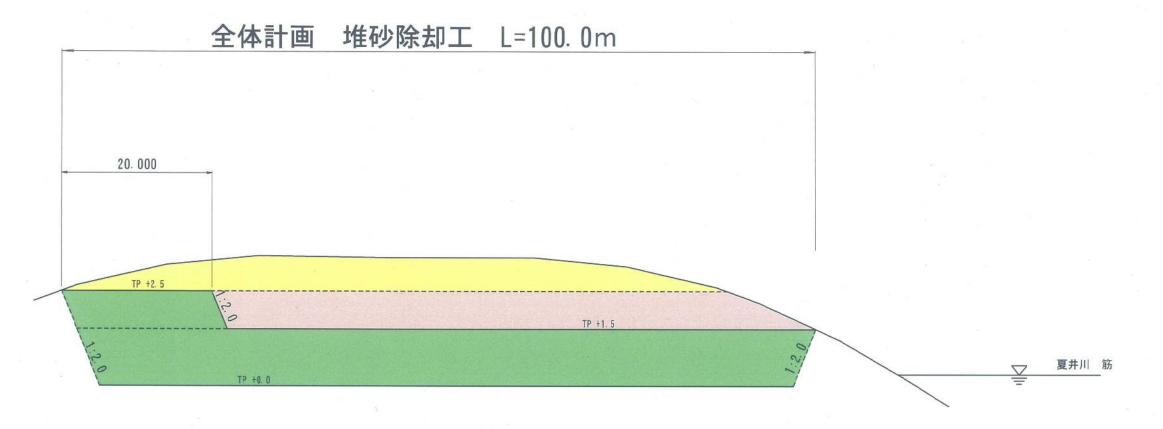
- (1) 指定砂利採取に係る土石採取料は免除する。
- (2) 砂利採取計画認可手数料は徴収する。





標準横断図 H=1:250 V=1:50

C-C断面



	平成 年	・ 本本	- M	号	
	夏井海岸	いわき	市平藤	間字鯨地内	
		標 準 槙	断	B	
箱尺	H=1:5		図面番号		
测量				主 任 技術者	
設計	9			管 理 技術者	